

特定非営利活動法人 はだし工房共同作業所 虐待の防止のための指針

1. 本指針作成の要旨

特定非営利活動法人 はだし工房共同作業所（以下、事業者）における障害者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定めます。

2. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行いません。

3. 障害者虐待防止法の目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という）が施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることを等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のため措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利・利益の擁護に資することを目的としている。

4. 障害者虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとします。

虐待の種類

- ① 身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ② 性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ③ 心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④ 放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①②③の行為と同様の行為の放置）
- ⑤ 経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱やベットに縛り付ける、医療的

	必要性に基づかない投薬によって動きを制御する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性行　・性器への接触　・性的行為を強要する　・裸にする　・キスする　・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する　・わいせつな映像を見せる　・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、屈辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる　・怒鳴る　・ののしる　・悪口を言う ・仲間に入れない　・子ども扱いする　・人格をおとしめるような扱いをする　・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介護をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しない</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない　・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している　・あまり入浴させない　・汚れた服を着させ続ける　・排泄の介助をしない　・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない　・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やケガをしても受診させない　・学校に行かせない　・必要な福祉サービスを受けさせない　・制限する　・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない　・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する　・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない　・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

5. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

事業者は、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は、管理者・所長・虐待防止責任者・支援のリーダーなどで構成する。虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

ウ 事業者は、虐待の防止の為の担当者を置く。

6. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

事業所は、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に（年1回以上）実施するとともに、職員の新規採用時にも実施します。

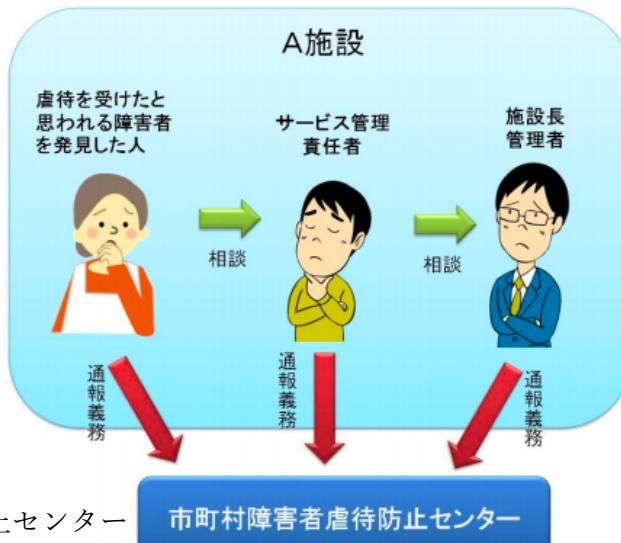
7. 通報義務についての事項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります（第16条）。「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撲しただけでなく、虐待を

受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務がることを意味しています。発見者は、障害者福祉施設等の外部の人である場合もあると思いますが、障害者福祉施設等の内部の職員である場合も少なくないと思われます。その場合も通報の義務があることは同様です。また、障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます（図-1）。

すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することとなります。こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

（図-1）



多治見市障がい者虐待防止センター 市町村障害者虐待防止センター
TEL 0572-23-5806 FAX 0572-24-1621 休日・夜間 0572-23-5806
8時30分から17時15分（夜間・休日も対応）

507-8787 多治見市音羽町 1-233

fukusi2@city.tajimi.lg.jp

事業所で虐待が発生した場合、上記の通り通報を行います。また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行います。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行います。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

9. その他の虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行います。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととします。

附則

本指針は、令和5年3月1日より施行します。

令和7年4月1日より施行します。